

「争議の勝敗は問ふべきでない。それは只〇〇〇の目的に過ぎないからである。」「我々の争議の態度は、唯の目的である。」「之が出来れば来る。」「等々。單なる觀念的遊戲に等しき言辭を弄し、羅列する信賴を失はせしめ、遂に罷業團の指揮を受け、輕率行動の基たしきものである。」「類する實例は、如くを挙げて之を省略するが、要する行動は、悉く労働組合運動の進展を阻害するもの

陋劣なる朋黨的精神

は別黨的精神に於て、爲めに組合内部の圓滿なる組合運動を誤ること多大である。例へば、本年職工組合大會に於いて、主席問題の紛亂を惹起せしは、關東同盟内部に於ける内訌を誘致したるが如く、彼等一派の朋黨的精神の現れである。」「門の大會議場に於ける彼等の態度は、當初から甚であつて、議長内田氏の不慣に乘じて、『揚げ足』の以つて徒らに議場を混濁せしめ、次いで關東の根柢たる『鐵道』及各種部門事業説の條件が修正さるや、議長は公平なる態度を以てはらず、直ちに議長不信任案を動議し、更に或るや、渡邊政之輔君(執行委員、東部合同所屬)し、左記四組合は議場を離つて退席の暴舉を敢

の組織精神からすれば、當然關東職工組合に編入すべきに拘らず、之を實行せずして、依然として自己の組合に抱容してゐる。彼等こそは、正に是れ『我々』の組織精神に悖り、地方分散的のものに非ずして何ぞ。」「彼等が此の矛盾を取てすることは、畢竟純然なる組合精神に據つて之を主張するに非ずして、空想的理論と、黨派的感情とに支配されてゐると、我等が之を斷ずるも、又故なきに非ざるものである。」「更に彼等が質問を發した土井直作君の問題(岡部製作所との關係)の如きは、東々現下の我國労働組合發達途上に於ける、適切な一戰術に屬する問題であつて、既に一般組合の同志に向つて、了解求め、多數は之を承認し、且支持したつたのみならず、關東同盟執行委員も亦是を承認して居たのである。然るに彼等一派が、徒らに組合外の人氣評判に對し、小心翼々として『反總同盟派の機關紙にスツテ放された』云々を以て唯一の理由となし、大會の席上に於いて質問を藉口して、議論を弄ばんとしたる如きは、彼等が如何に、労働組合の職術に對し、無智なるかを露して餘す處なきのみならず、實に組合道徳を背棄するものである。」「思ふに彼等一派が、ことごとくかかる態度に出づることには、單に理論の爲め理論の如き無邪氣なる小兒病的現象に非ずして、彼等の朋黨の野心により、堅實なる労働組合運動者に對して、毒殺を試みんとするに外ならぬ。

大會後に於ける盲動

大會後十月十一日夜、關東職工組合理事會は總同盟本部會議に於て開かれたる事になつた。然るに彼等一派に對する同盟組合主席河田賢治君等は、理事會を本部大講堂に於て開會せん事を主張し、組合長内田藤七氏は其の必要なきを認め之を拒絶した。」「之より先き彼等一派幹部の統率せる二百餘の大勢は、本部大講堂に侵入し居り、鐵工部理事會の本部と計りて、大講堂にて開會せん事を連呼して居た。此の不穩なる形勢を取らせる組合長内田氏は、前記の如く、更に之を會議室に開きて、此の危險より救はんとして、講堂に居合す理事に、之を傳へんとすや、彼等は突然氏を包圍して亂打し、遂に傷を負はするに至つた。」「此の時同氏は救はんとして階上に、かけ上りし原君、又負傷をなし、遂に階段下に於ける一大團圓を惹起し、同志にして負傷する者數名を出すに至つた。かかる險惡なる状態の下に、開會するの不可能は勿論なるものにして之を開會せんか、更に紛擾を擴大し延びては重要な組合の會議と其の權威が衰力を依つて、踏躓せらるゝに至る事も、又明らかであつた。此處に於て、組合長は、理事會の流會を宣するの餘儀なきに至つたのである。」「此の紛擾を惹起せる彼等の一派は更に、同盟會に於て演説會をなし、明日開かるべき、同盟理事會に於て、再び之を繰返すべき事を提言し、暗に我等を威嚇して、非違を遂げんとするの意圖を示した。」「吾等は、此の事實を聞くに及び、痛恨を極めず、同志的憤慨其の極度に達し、同時に彼等の黨派的盲動、其の組織的

我等の決心

現下の日本の労働運動の大勢は、多事多難を極め、同志よく協力して、之に當ると雖も向力の微弱を嘆ずるの秋、彼等は合同主義を口にするにも力にはらず、其行動は、矛盾、非科學的なる其理論、醜惡なる其朋黨的態度、不當なる權力慾等の爲めに、未だ充分なる發展を見ざる日本の労働運動をして、反つて絶へざる忌はしき内紛と、混亂とに陥らしむる禍根をつくり來つたのである。」「我等は之を憂慮しつゝ、あつたのであるが、尙組合内部の協力を對するの餘り、彼等の反骨と自覺を期待し、陰忍自重今日に至つた。而し乍ら非難に及んで、斯呼として一切の禍根を掃蕩するに非ざれば、實に日本労働總同盟を延びて、全日本の労働運動を危殆に導びく一大危機である。」「此處に吾等は、他を以て彼等の運動を排撃し、總同盟宣言の精神を確守して、邁進せん事を宣するものである。

一九二四年十月十七日

日本労働總同盟

- 日本縫工組合
- 紡織労働組合
- 荏原労働組合
- 城北労働聯合會
- 荷馬車労働組合
- 南部合同労働組合
- 桐生労働組合
- 山梨交通労働組合
- 郡山労働組合
- 關東鐵有志支部
- 關東釀造労働組合

場組合及代議員數
合同労働組合 十一人
印刷労働組合 八人
合同労働組合 八人
合同労働組合 八人

理由

創立は、我が總同盟の組織精神に悖り地方分散的なるものであると解釋、盲動を敢つて來たのである。彼等の態度の不當なる故、その創立は是非をひろく、一般には痛感す。以上。」「合は、河田、徳永君等より主唱せしめ、總同盟の組織精神に悖り、組織されたるもので、總同盟の組織精神に悖り、組織されたるものではないの。」「合及之を支持する一派の者は、『總同盟の組織力分散的なるものであると解釋、盲動を敢つて來たのである。彼等の態度の不當なる故、その創立は是非をひろく、一般には痛感す。以上。』」